

第一部

東京都特別支援教育推進計画の 基本的考え方

第1章 心身障害教育から特別支援教育へ

第2章 計画の性格

第3章 計画の基本的な考え方

第1章

心身障害教育から特別支援教育へ

第1章 心身障害教育から特別支援教育へ

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」や、平成15年3月に示された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、あるいは平成16年6月に改正された「障害者基本法」等においては、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現をめざした理念が貫かれています。

こうした中、その理念の実現に向けて学校教育が果たすべき役割は多大なものがあります。その意味で、これから東京都（以下「都」という。）における特別支援教育¹は、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現をめざすものであることを共通理解するとともに、単に心身障害教育の関係者のみならず、学校教育に携わるすべての者や保護者、都民が自らの意識を改革する必要のある新たな教育制度への転換であることを認識する必要があります。

1 これまでの心身障害教育

これまでの心身障害教育²は、障害のある児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）一人一人の障害の種類や程度に応じて、都立盲・ろう・養護学校³、区立養護学校（以下「都立盲・ろう・養護学校等」という。）及び小・中学校の心身障害学級⁴（固定・通級）において専門的な教育を行ってきました。

都立盲・ろう・養護学校は、平成16年度現在55校1分校を設置しており、小学部・中学部だけでなく、幼稚部及び高等部も併せて設置し、幼児期から後期中等教育段階に至るまでの幅広い専門的な教育を行っています。

また、区市町村が設置する小・中学校の心身障害学級には、学習活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした「固定学級⁵」と、通常の学級に在籍しながら学習活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした「通級指導学級⁶」があります。心身障害学級は、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害のある児童・生徒のために、各区市町村が地域のニーズや実情に応じて設置しています。

現在、都においては、義務教育段階のおおよそ1.2%程度の児童・生徒が、都立盲・ろう・養護学校等及び区市町村の心身障害学級で専門的な教育を受けています。

2 特別支援教育への転換

全国の障害のある児童・生徒等の教育をめぐっては、近年、障害の重度・重複化や多様化が進んでおり、さらに養護学校や心身障害学級の在籍者が増加する傾向にあります。

都においても同様の傾向にあり、複数の障害に対応する併置型の養護学校の設置や障害の程度に応じた教育環境の整備、在籍者数の推移を踏まえた規模と配置の見直し等が課題となっています。

また、小・中学校においても心身障害学級の在籍者の増加への対応や通常の学級に在籍するLD⁷、ADHD⁸、高機能自閉症⁹等（「等」は、アスペルガー症候群を指します。）の児童・生徒への適切な教育的支援の実現という課題が生じています。特に、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒は、全般的な知的発達の遅れがないことから小・中学校の通常の学級において教育を受けいますが、学習面や行動

面で著しい困難を示し、学習活動や対人関係の不適応を起こす場合もあることなどから、こうした児童・生徒に対する適切な指導及び支援を行うことが課題となっています。

こうした状況をかんがみ、国は、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（H15.3）において、障害の種類や程度に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』から、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある児童・生徒（以下「LD 等を含め障害のある児童・生徒」という。）一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図るという基本的な方向を示しました。

したがって、今後は、都においても、社会のノーマライゼーションの進展やこれまでの都における心身障害教育の成果、東京都心身障害教育改善検討委員会最終報告、国の動向等を踏まえ、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて特別な支援が必要な児童・生徒の教育や支援の在り方など特別支援教育の展望を明らかにしていく必要があります。

A 特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。(文部科学省(H15・3)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

B 心身障害教育

特殊教育と同義。東京都では「心身障害教育」の名称で呼ぶ。

C 都立盲・ろう・養護学校

学校教育法に基づき、盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難の改善等に関する指導を行うために都道府県が設置する学校。盲・ろう・養護学校に就学すべき障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に定められている。

D 心身障害学級

特殊学級と同義。東京都では「心身障害学級」の名称で呼ぶ。

E 固定学級

教育活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動の全部を小・中学校に設置された学級に在籍し、指導を受ける。都内には、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱(院内学級)、情緒障害を対象とした学級がある。

F 通級指導学級

教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍しながら、障害の改善等に関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して受ける。都内には、弱視、難聴、言語障害、情緒障害を対象とした学級がある。

G LD(学習障害)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(文部省 H11:「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」)

H ADHD(注意欠陥/多動性障害)

年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(文部科学省 H15:「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

I 高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(文部科学省 H15:「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)